

武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例

(武蔵野市市税条例の一部改正)

第1条 武蔵野市市税条例(昭和25年8月武蔵野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(納税証明事項の交付手数料)</p> <p>第11条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、武蔵野市手数料徴収条例(平成12年3月武蔵野市条例第15号。以下「手数料徴収条例」という。)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する証明書については手数料を徴収しない。</p>	<p>(納税証明事項の交付手数料)</p> <p>第11条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、武蔵野市手数料徴収条例(平成12年3月武蔵野市条例第15号。以下「手数料徴収条例」という。)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する証明書については手数料を徴収しない。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定</u></p>	<p>項の改正</p>

<p>で提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第29条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告</p>	<p>める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式</p>	<p>項の改正</p>
---	--	-------------

書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項の規定による申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第27条の8 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金

等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第27条の8 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計

字句の改正

額の計算の基礎となった特定
配当等の額について法第2章
第1節第5款の規定により配
当割額を課された場合又は同
条第6項に規定する特定株式
等譲渡所得金額申告書に記載
した特定株式等譲渡所得金額
に係る所得の金額の計算の基
礎となった特定株式等譲渡所
得金額について同節第6款の
規定により株式等譲渡所得割
額を課された場合には、当該
配当割額又は当該株式等譲渡
所得割額に5分の3を乗じて
得た金額を、第27条の3及び
前3条の規定を適用した場合
の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除され
るべき額で同項の所得割の額
から控除することができなか
った金額があるときは、当該
控除することができなかった
金額は、令第48条の9の3か
ら第48条の9の6までに定め
るところにより、同項の納税
義務者に対しその控除するこ
とができなかった金額を還付
し、又は当該納税義務者の同
項の申告書に係る年度分の個
人の都民税若しくは市民税に
充当し、若しくは当該納税義
務者の未納に係る徴収金に充
当する。

3 (略)

算の基礎となった特定配当等
の額について法第2章第1節
第5款の規定により配当割額
を課された場合又は同条第6
項に規定する確定申告書に記
載した特定株式等譲渡所得金
額に係る所得の金額の計算の
基礎となった特定株式等譲渡
所得金額について同節第6款
の規定により株式等譲渡所得
割額を課された場合には、当
該配当割額又は当該株式等譲
渡所得割額に5分の3を乗じ
て得た金額を、第27条の3及
び前3条の規定を適用した場
合の所得割の額から控除す
る。

2 前項の規定により控除され
るべき額で同項の所得割の額
から控除することができなか
った金額があるときは、当該
控除することができなかった
金額は、令第48条の9の3か
ら第48条の9の6までに定め
るところにより、同項の納税
義務者に対しその控除するこ
とができなかった金額を還付
し、又は当該納税義務者の同
項の確定申告書に係る年の末
日の属する年度の翌年度分の
個人の都民税若しくは市民税
に充当し、若しくは当該納税
義務者の未納に係る徴収金に
充当する。

3 (略)

字句の改正

字句の改正

(市民税の申告)

第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6の規定により控除す

(市民税の申告)

第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額

字句の改正

べき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2から9まで（略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この項において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事

若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2から9まで（略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この項において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事

字句の改正

<p>項を記載した申告書を、当該 給与支払者を経由して、市長 に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほ か、施行規則で定める事項 2から5まで (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年 金等受給者の<u>扶養親族申告 書</u>)</p> <p>第29条の3の3 所得税法第 203条の6第1項の規定によ り同項に規定する申告書を提 出しなければならない者又は 法の施行地において同項に規 定する公的年金等(所得税法 第203条の7の規定の適用を 受けるものを除く。以下この 項において「公的年金等」と いう。)の支払を受ける者で</p>	<p>項を記載した申告書を、当該 給与支払者を経由して、市長 に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合 計所得金額が1,000万円以 下であるものに限る。)の 自己と生計を一にする配偶 者(法第313条第3項に規 定する青色事業専従者に該 当するもので同項に規定す る給与の支払を受けるもの 及び同条第4項に規定する 事業専従者に該当するもの を除き、合計所得金額が 133万円以下であるものに 限る。次条第1項において 同じ。)</u>の氏名</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほ か、施行規則で定める事項 2から5まで (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年 金等受給者の<u>扶養親族等申告 書</u>)</p> <p>第29条の3の3 所得税法第 203条の6第1項の規定によ り同項に規定する申告書を提 出しなければならない者又は 法の施行地において同項に規 定する公的年金等(所得税法 第203条の7の規定の適用を 受けるものを除く。以下この 項において「公的年金等」と いう。)の支払を受ける者で</p>	<p>号の追加</p> <p>号の繰下げ 号の繰下げ及び 字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	--	---

<p>あつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</p>	<p>あつて、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）</u>で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>号の追加</p> <p>号の繰下げ</p> <p>号の繰下げ及び</p> <p>字句の改正</p>
--	---	--

2 から 5 まで (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第35条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第54条の1の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、手数料徴収条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しない。

2 から 5 まで (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第35条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第54条の1の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、手数料徴収条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しない。

字句の改正

字句の追加

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第54条の1の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、手数料徴収条例の定めるところによる。

附 則

第3条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の5の3の規定を適用

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第54条の1の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手料は、手数料徴収条例の定めるところによる。

附 則

第3条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の5の3の規定を適用

字句の改正

字句の改正

字句の改正

<p>る。</p> <p>10 法附則第15条第27項第1号 イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、2分の1とす る。</p>	<p>る。</p> <p>10 法附則第15条第26項第1号 イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、2分の1とす る。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>11 法附則第15条第27項第1号 ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、2分の1とす る。</p>	<p>11 法附則第15条第26項第1号 ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、2分の1とす る。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>12 法附則第15条第27項第1号 ハに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、2分の1とす る。</p>	<p>12 法附則第15条第26項第1号 ハに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、2分の1とす る。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>13 法附則第15条第27項第1号 ニに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、2分の1とす る。</p>	<p>13 法附則第15条第26項第1号 ニに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、2分の1とす る。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>14 法附則第15条第27項第2号 イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、12分の7とす る。</p>	<p>14 法附則第15条第26項第2号 イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、12分の7とす る。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>15 法附則第15条第27項第2号 ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、12分の7とす る。</p>	<p>15 法附則第15条第26項第2号 ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、12分の7とす る。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>16 法附則第15条第27項第2号 ハに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、<u>2分の1</u>とす る。</p>	<p>16 法附則第15条第26項第2号 ハに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、<u>12分の7</u>とす る。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

<p>17 法附則第15条第27項第3号 イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、3分の1とす る。</p>	<p>17 法附則第15条第26項第3号 イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、3分の1とす る。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>18 法附則第15条第27項第3号 ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、3分の1とす る。</p>	<p>18 法附則第15条第26項第3号 ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、3分の1とす る。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>19 法附則第15条第27項第3号 ハに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、3分の1とす る。</p>	<p>19 法附則第15条第26項第3号 ハに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で 定める割合は、3分の1とす る。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>20 法附則第15条第30項に規定 する市町村の条例で定める割 合は、3分の2とする。</p>	<p>20 法附則第15条第29項に規定 する市町村の条例で定める割 合は、3分の2とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>21 法附則第15条第34項に規定 する市町村の条例で定める割 合は、3分の1とする。</p>	<p>21 法附則第15条第33項に規定 する市町村の条例で定める割 合は、3分の1とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>22 法附則第15条第35項に規定 する市町村の条例で定める割 合は、3分の2とする。</p>	<p>22 法附則第15条第34項に規定 する市町村の条例で定める割 合は、3分の2とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>23 法附則第15条第42項に規定 する市町村の条例で定める割 合は、3分の2とする。</p>	<p>23 法附則第15条第39項に規定 する市町村の条例で定める割 合は、3分の2とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>24 法附則第15条第46項に規定 する市町村の条例で定める割 合は<u>3分の1</u>とする。</p>	<p>24 法附則第15条第43項に規定 する市町村の条例で定める割 合は、<u>3分の1</u>とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>25及び26</p>	<p>25 法附則第15条第44項に規定 する市町村の条例で定める割 合は、<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>項の追加</p>
<p>(上場株式等に係る配当所得</p>	<p>26及び27 (上場株式等に係る配当所得</p>	<p>項の繰下げ</p>

<p>等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第27条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第26条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第26条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号</p>	<p>等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</p>	<p>項の改正</p>
---	--	-------------

に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

字句の改正

<p>第14条の3の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第29条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適</p>	<p>第14条の3の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適</p>	<p>項の改正</p>
---	---	-------------

<p>用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第29条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第29条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>項の改正</p>
---	---	-------------

<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第27条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の4第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書（以下この項において「条約適用配当等申告書」という。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を</p>	<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第27条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の4第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p>
---	---	--

課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第14条の10 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第14条の10 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の6の規定を適用する。

字句の削除

<p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</u>)</p> <p><u>第14条の11 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>		<p>条の削除</p>
---	--	-------------

(武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年6月武蔵野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(武蔵野市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 武蔵野市市税条例(昭</p>	<p>(武蔵野市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 武蔵野市市税条例(昭</p>	

<p>和25年8月武蔵野市条例第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。</p> <p>次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。</p> <p><u>第29条の3の3</u> (別添1のとおり)</p> <p>付 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>新条例の規定中個人の市民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>和25年8月武蔵野市条例第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。</p> <p>次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。</p> <p><u>第29条の3の3</u> (別添2のとおり)</p> <p>付 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>新条例第17条第2項、第25条第1号及び第29条の3の3第1項並びに附則第5条の3第1項の規定</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>改正規定の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	-----------------------------

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中武蔵野市市税条例第29条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第29条の3の3の見出し及び同条第1項の改正並びに附則第3条の3の2第1項、第13条の2第3項及び第14条の10の改正並びに附則第14

条の11を削る改正並びに第2条（次号に掲げる改正を除く。）の規定並びに付則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

- (2) 第1条中武蔵野市市税条例第26条第4項及び第6項、第27条の8第1項及び第2項、第29条の2第1項並びに第35条の7の改正並びに附則第12条の3第2項、第14条の3の2第4項並びに第14条の4第4項及び第6項の改正並びに第2条（武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年6月武蔵野市条例第17号）付則第2条第2項の改正に限る。）

の規定並びに付則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

- (3) 第1条中武蔵野市市税条例第11条の4第1項、第54条の1の2及び第54条の1の3の改正並びに次条並びに付則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる改正による改正後の武蔵野市市税条例第11条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる改正及び規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の武蔵野市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3の2第1項の規定は、付則第1条第1号に掲げる改正及び規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の武蔵野市市税条例（次項において「旧条例」という。）第29条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第29条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 付則第1条第2号に掲げる改正による改正後の武蔵野市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税

について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 付則第1条第3号に掲げる改正による改正後の武蔵野市市税条例第54条の1の2の規定は、同号に掲げる改正及び規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

4 付則第1条第3号に掲げる改正による改正後の武蔵野市市税条例第54条の1の3の規定は、同号に掲げる改正及び規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。

改正前	改正後	説明
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>字句の改正</p>

改正前	改正後	説明
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年</p> <p><u>齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>

<p>項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで （略）</p> <p>2から5まで （略）</p>	<p>税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで （略）</p> <p>2から5まで （略）</p>	
---	--	--